

令和6年度（2024年度）事業承継円滑化支援事業業務委託
受託候補者選定審査会設置要綱

制定 令和6年4月22日 経済観光局産業部長決裁

（設置）

第1条 経済政策課が実施する業務に係る受託事業者の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定及び当該業務の適正な履行に関して必要な事項を審査するため、令和6年度（2024年度）事業承継円滑化支援事業業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審査員の構成は次のとおりとする。

- （1） 産業部長
- （2） 経済政策課長
- （3） 商業金融課長
- （4） 起業・新産業支援課長
- （5） 雇用対策課長

2 審査員長は、産業部長をもって充てる。

3 審査員長が欠けたとき又は事故があるときは、経済政策課長がその職務を代行する。

（任期）

第3条 審査員の任期は、審査会の設置の日から委託期間終了までとする。

（会議）

第4条 審査会は、審査員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、第2条第1項の審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査員長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、学識経験者及び経済団体等の関係者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。

（代理人）

第5条 審査員は、所定の手続きにより、代理人を審査会に出席させることができる。

2 前項の場合、委員は代理人届（別紙1）による書式により届け出るものとする。

（候補者の選定）

第6条 審査会は、令和6年度（2024年度）事業承継円滑化支援事業業務委託（公募型企画コンペ方式）受託候補者選定基準（別紙2）に基づき、受託候補者の選定を行わなければならない。

（事務局）

第7条 審査会に関する庶務は、経済政策課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査員長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。